

## 第5章 災害復興計画

### 第1節 組織の設置

#### 第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

#### 第2 内容

##### 1 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるとときは、被災後、早期に横断的な組織をして復興本部を設置する。なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

##### 2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

### 第2節 復興計画の策定

#### 第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するために策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

#### 第2 内容

##### 1 復興計画の基本的な考え方

市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本指針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

##### 2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画—基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。また、それぞれの策定準備段階においては、意見募集、委員会の設置、シンポジウムの開催等を通じて、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を配慮する。

##### 3 復興計画の策定

計画策定に当たっては、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

##### 4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

- (1) 生活復興
- (2) 住宅復興
- (3) 都市基盤復興
- (4) 産業復興